

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、大網白里市防災会議が策定した大網白里市地域防災計画（令和5年3月一部改訂）やハザードマップを基に現状分析を行う。

1 地域の災害リスク

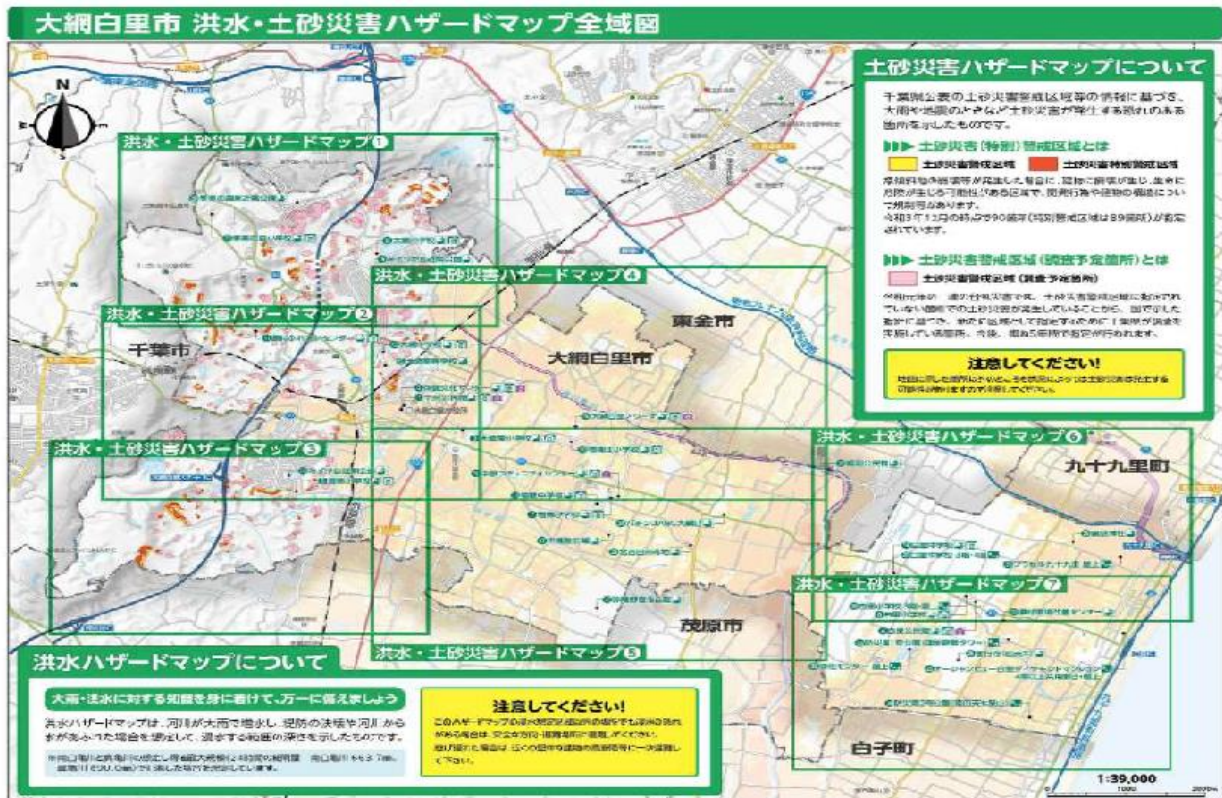
(1) 水害

当市には大きな河川が存在しないため、河川の決壊による大水害などは起こらない環境にあるが、平野部の土地は平らで、かつ幾条にもわたる砂丘のため土地のわずかな凹凸が多く、水はけは良くない。このため、豪雨時には局地的な浸水があり、数件～20数件の浸水被害が発生することがある。特に、増穂地区中心部などで小規模な浸水被害が発生している。また、真亀川や堀川が増水したときに排水性が悪くなるため、北今泉や南今泉周辺では内水氾濫が起りやすくなっている。

台地と丘陵地を刻む谷間でも、標高約10mと平な土地であるとともに、下流側の平野に土地の凹凸がある。そのため、水はけが悪い環境にあり、時々道路冠水や家屋浸水等の被害が生じている。

(大網白里市洪水・土砂災害ハザードマップ)

洪水ハザードマップは、大雨により南白亀川（24時間総雨量663.7mm）と真亀川（24時間総雨量690.0mm）が氾濫した場合に浸水想定区域（河川の氾濫により浸水が予想される地域や浸水の深さ）や家屋倒壊等氾濫想定区域、避難所等の位置などを掲載している。



【参考文献：大網白里市洪水・土砂災害ハザードマップより】

(2) 土砂災害

丘陵・台地と平野部の境界には小規模ながら多くの崖が存在し、もろく崩れやすい地質的特徴がある。これまでは、人家や道路にまで直接的に被害を与える大規模なものはほとんど発生していないが、豪雨時に崖崩れが発生することはこれまでたびたび見られた。金谷郷、餅ノ木、養安寺、小西、南玉などで小規模な崖崩れが何度も発生している。

(3) 地震

平成19年度及び平成26・27年度千葉県地震被害想定調査による大網白里市の被害想定は、次項に示すとおりである。

想定される地震のうち、当市が大きく被害を被るのは、東京湾北部地震（マグニチュード7.3／南関東直下）及び千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）であるが、震源が当市から離れているため、震度5強から一部で6弱と、地震による揺れが相対的に小さいものとなっている。

なお、想定される被害は、東京湾北部地震（被害が最大となる午前5時のケース）は死者1人、重症者及び負傷者63人となっており、千葉県北西部直下地震（冬・18時、風速8m/Sの場合）は死者0人、重傷者10人、全壊建物100棟となっている。

一方、当市では、上記の他に、市の直下で起きる地震も想定される。千葉県直下のどこでも発生しうる直下地震（フィリピン海プレート内に1km²間隔でMw7.3の震源を想定した場合と地殻内に1km²間隔でMw6.8の震源を想定した場合）として想定された防災リスク対策用地震では、当市の震度は殆どの地域で6強、一部の地域で6弱の震度となっている。

このため、本計画では東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震における被害想定に対する対応力の確実な実現と、防災リスク対策用地震における「減災」の一層の実現を目指した地域防災力の向上に努める。

(4) 津波

当市を含めた外房から九十九里浜にかけての沿岸は過去の大地震で度々津波の被害を受けてきた。

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が発生した場合の津波浸水想定を平成30年11月に公表した。

当市白里中央海岸での最大クラスの津波は、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」による津波（最大津波高9.2m）を想定されているため、当市においても「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を前提として津波避難を計画することとしている。津波に対しては、「津波てんでんこ」の言い伝えが示すように、「自分たちの生命は自らが守る」との考えに基づき自主的に行動することが求められる。

また、津波が起きる前にできることを日頃から積み上げ、いざというときに備えておくことが重要となる。

住民の「自助」、区・自治会、自主防災組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波に対する事前の備えと自主的行動を柱とする防災意識の向上に努める。

（大網白里市津波ハザードマップ）

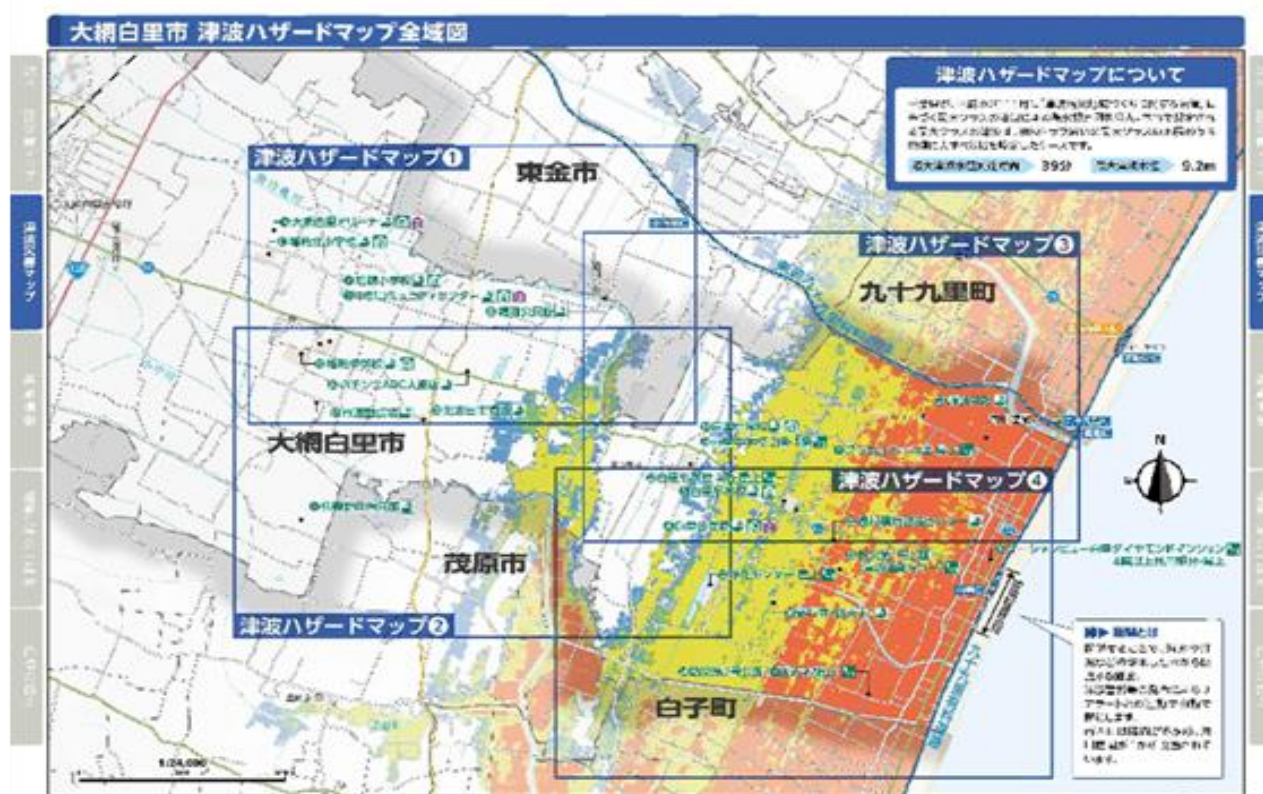
当市は、沿岸水深1m付近で「10mの津波の高さ」となるよう条件を与え、市

独自の津波シミュレーションを実施し、平成25年3月に津波ハザードマップを作成した。

その後、千葉県が、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき最大クラスの津波による浸水想定図を平成30年11月に公表したため、新たに、市は、令和3年12月に津波ハザードマップを作成した。

当市は、「避難指示」が迅速に発令できるよう、避難対象地域を津波避難計画に次のとおり定めた。

警報区分	想定する津波	避難対象地域
大津波警報	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラス	下ヶ傍示橋より東側の地域 長国・九十根・桂山地区
津波警報	津波高3m(千葉県津波浸水予測図：平成24年4月)	県道一宮片貝線より東側の地域
津波注意報	津波高1m(千葉県津波浸水予測図：平成24年4月)	九十九里有料道路より東側の地域



【参考文献：大網白里市津波ハザードマップより】

(5) その他

令和元年9月9日未明に当市を襲った台風15号は、暴風と豪雨により、市内全域において家屋や農業施設などに甚大な被害を及ぼし、住家被害のうち半壊7棟、一部損壊1,205棟、事業用作業場や倉庫等の非住家の一部損壊は329棟に上った。その他多くの地域で3～7日間の断水や停電が発生するなど、大きな被害が発生した。

(6) 感染症

平成21年に流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)は、世界的に大流行となった。感染力は強いが季節性インフルエンザと同程度であったこと、抗インフルエンザウイルス薬の治療による効果も奏し、本市では子どもを中心に軽症で回復し急速なまん延には至らずに済んだ。

令和2年から世界的に大流行をした新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与え、社会的経済的にも甚大な被害を受けた。

2 商工業者の状況 (令和7年4月1日現在)

(1) 商工業者数 1,087人

(2) 小規模事業者数 1,041人

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	195	195	市内に広く分散している
製造業	88	87	市内に広く分散している
小売業・ 卸売業	224	203	J R大網駅周辺に多いが、 市内にも広く分散している
宿泊業・ 飲食業	133	127	市内に広く分散している
サービス業	437	423	市内に広く分散している
その他	10	6	市内に広く分散している
合 計	1,087	1,041	

(出典：商工会調査名簿)

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 大網白里市地域防災計画の策定

本市では、大網白里市防災会議が災害対策基本法(昭和36年法第223号)第42条の規定に基づき、本市に係わる風水害、地震津波災害をはじめとする大規模災害や、海難事故や大規模火災、道路事故等の大規模な事故災害に関し、本市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「大網白里市地域防災計画」を策定している。計画は、総則、地震対策・津波対策、風水害対策、大規模事故対策及び資料編で構成されており、直近では令和5年3月に一部改訂している。

② 防災訓練の実施

本市では毎年度、「土砂災害避難訓練」、「総合防災訓練」、「津波避難訓練」を実施し、地震等の大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった防災訓練を実施している。

③ 防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、市民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調

達体制の整備に努めている。

④ 大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）は、特措法第8条に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の基本方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。市では、本行動計画を基にマニュアルを作成するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の具体化を図り、選択肢を示すものとする。

(2) 当会の取組

- ① BCP（事業継続力強化計画）に関する国の各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力
- ⑥ 事業者向けBCP（事業継続力強化計画）策定セミナーの開催
- ⑦ 防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）

II 課題

- 1 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 災害に関する平時・緊急時の対応として各種損害保険や共済制度を推進するノウハウを持った経営指導員等職員が不足している。
- 3 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- 1 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 2 発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 3 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

令和5年3月一部改訂した「大網白里市地域防災計画」や平成26年9月に策定した「大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員(経営指導員等)による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ② 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型インフルエンザ等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和2年度に事業継続力強化計画を策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ② 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ③ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

- ② 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当会正副会長、当市担当者）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当市主催による大規模な総合防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。
 ※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大網白里市新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
- (ア) 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- (イ) 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- (ウ) 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

② 当会と当市とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

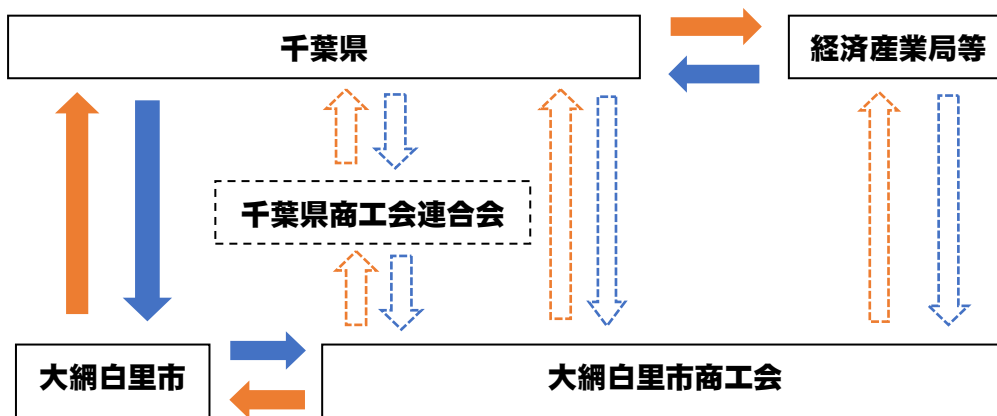
③ 当市で取りまとめた「大網白里市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時

- ① 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④ 当会と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）



(2) 感染症流行時

感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について、大網白里市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (5) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

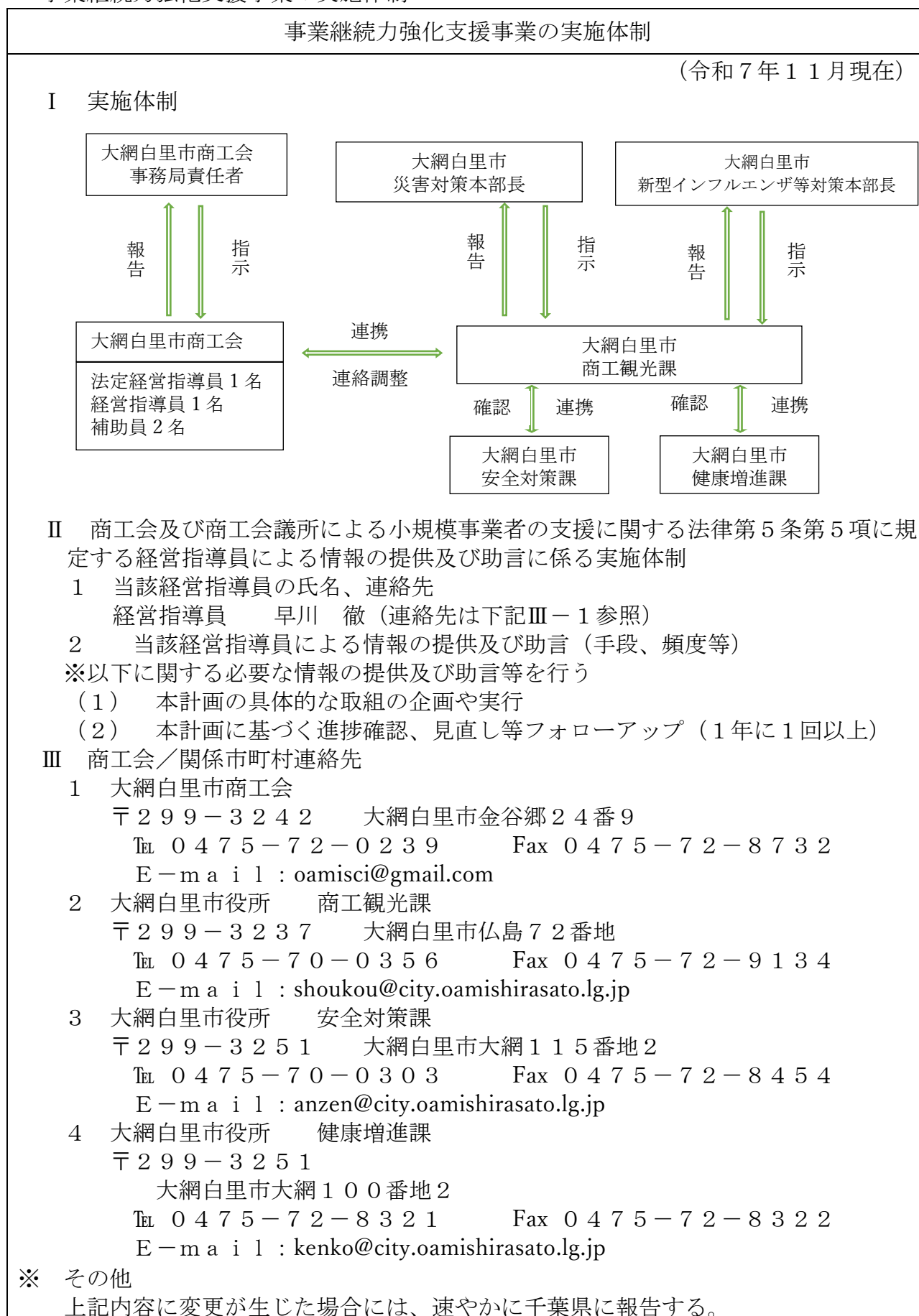
- (1) 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	150	150	200	150	150
{ 専門家派遣費 相談会開催費 セミナー開催費 通信費他	100	100	100	100	100
{ 防災・感染症対 策備品購入費	50	50	100	50	50

調 達 方 法

会費収入、千葉県小規模補助金、大網白里市補助金、手数料収入等